第皿部 計画策定にあたって

第一章 この計画ってどんなもの?

Ⅰ 計画策定の背景と趣旨

(1) 策定の背景

①支えを必要とする人の増加

昭和40年代から50年代にかけて阪神間のベッドタウンとして発展した川西市では、年々すすむ少子高齢化により、支えを必要とする人が増える一方で支え手が減少しています。



また、社会情勢の変化や未知の感染症の出現により、価値観の多様化・人と人とのつながりが希薄化しています。

このような中、多様化・複雑化した生活課題は制度の狭間に陥り対応が一層困難となっています。

②社会のデジタル化に伴う生活様式の激変

コロナ禍の影響でインターネット通信などを活用した生活様式が劇的に進化し、オンラインで授業、診察、在宅勤務、研修、会議など実際に顔をあわせなくても対面に 近いコミュニケーションができるようになりました。



また、情報の発信や見守り活動に、SNSの活用もされるようになるなど、地域福祉活動にもさまざまな新たな展開が試みられています。

地域住民の生活課題の多様化だけではなく、支援や地域活動の あり方も多様化する現状を把握して、今後の取り組みを具体的に示 していくことが本計画に求められています。

(2) 策定の趣旨

①「縦割り・支え手・受け手」という関係を超えた取り組み

川西市社会福祉協議会(以下、「市社協」)では、上記の背景や地区別ワークショップ、市民・団体・若年層へのアンケートの結果を踏まえ、令和6年度から令和13年度の8か年を計画期間とする第5次川西市地域福祉推進計画・地区福祉計画を策定しました。

昭和50年代から築いてきた住民主体の地域福祉活動とともに、公的サービスとも 調和させながら「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』」という関係を超 えた取り組みをめざします。

②地域共生社会の実現

地域住民や地域の多様な主体が、住民の生活課題を『他人ごと』ではなく『我が事』としてとらえて参画し、 人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』 つながることで、住民一人ひとりの安全安心な暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会を実現していきます。



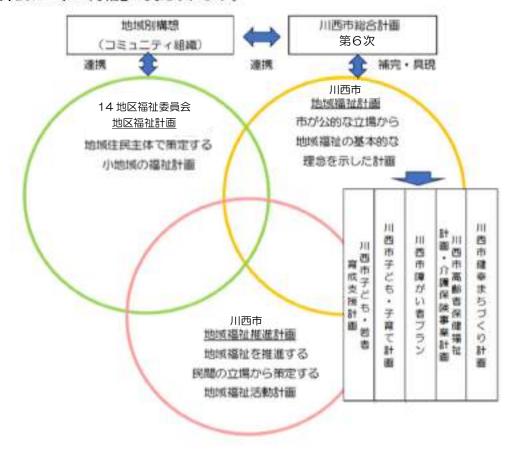
2 計画の目的と位置づけ

本計画書は、地域福祉推進計画と地区福祉計画の2つで構成され、一体的に実行します。

計画名	計画の目的
地域福祉	・市社協が、地域・関係機関・団体等との連携・協働により、民間の立場
地域価値 推進計画	から川西市全体の地域福祉(福祉のまちづくり)を推進していくための
推進計画	方針や方策・活動を示した計画
地区福祉計画	・各地域で地域住民が主体となってすすめる地域福祉活動を具体化した
	実行計画

また、川西市の策定する各種計画、特に「地域福祉計画」とは多くの項目で連携し協働するものです。

地域福祉を進める上での市全体の理念やしくみをつくる計画が地域福祉計画で、それを 実現・実行するための中核をなす社協の活動のあり方を定める計画が地域福祉推進計画で す。両計画は『車の両輪』と例えられます。



各地区福祉委員会を中心に策定した「地区福祉計画」は、小さな生活圏域である、おおむ ね小学校区での具体的な取り組みを示すもので、この計画も「地域福祉推進計画」「地域福祉計画」と強く連携し、正しい役割分担のもとで協働するものです。

地区福祉計画 (地区福祉委員会)

共通テーマ

- ・参加、参画 居場所の確保
- ・見守り
- ・つながり
- ·支えあい
- ·基盤活動 広報·連携 <u>財源</u>・人材
- ·福祉教育

地域福祉推進計画 (社会福祉協議会)

基本目標1

つながり支えあう 共生の地域づくり

基本目標2

誰もが安心して 生活できる 基盤づくり

基本目標3

頼られる社協の 体制づくり

地域福祉計画 (川西市)

基本目標1

つながり支えあう 共生の地域づくり

基本目標2

誰もが安心して 生活できる 基盤づくり

基本目標3

誰にでもやさしく 自分らしく暮らせる 地域づくり

「地域福祉推進計画」の3つの基本目標のうち、2つの基本目標を「地域福祉計画」の基本目標と共有しています。

両計画の基本目標 I では、地区福祉委員会活動をはじめ、各種の地域活動が活発に動くように社協の取組みや市の施策が連携し実践していく計画になっています。

また基本目標2では、多様化する生活様式と社会背景から生じる「生活課題」に対して、 見逃さず、あきらめず、放っておかないしくみを、社協と市で常に協議しながら整備し構築し ていく計画となっています。

この両計画の基本目標 I 及び2で、しくみや体制の整備をおこない、より強化するためには、 住民一人ひとりが生活する地域の充実が欠かせません。

「地区福祉計画」は、これまで大切に育んできた活動をあらためて見直し、誰しも尊厳が守られ安心して暮らしていくためのつながりを「より強く」「より広く」「新たに」紡いでいくための計画となっています。

これら3つの計画は、相互に関連し補完しあう関係です。

3 計画の期間と推進体制及び進捗管理

(1) 計画の期間

令和6年度(2024年度)から令和13年度(2032年度)までの8か年とします。 ただし、概ね令和9年度を目途に評価・中間見直しをおこないます。

また、毎年度の事業報告と事業計画の作成時に、各部署及び法人全体で点検することで進捗管理をおこないます。

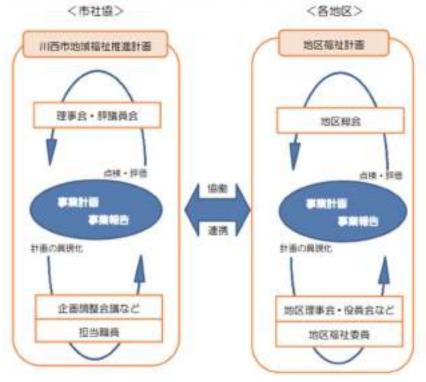
(2) 計画の推進体制及び進捗管理

計画名	推進体制及び進捗管理	
	・本計画に基づき毎年度の事業計画と予算編成を行い、計画内	
地域福祉	容を具体的に実施	
推進計画	・毎年度の事業報告や決算において、点検・評価	
	・概ね令和9年度を目途に中間見直し	
	・本計画に基づき毎年度の事業計画と予算編成を行い、計画内	
地区福祉計画	容を具体的に実施	
地区佃租司巴	・毎年度の事業及び決算報告	
	・概ね令和9年度を目途に中間見直し=点検・評価	

「計画は作って終わり」ではなく、全ての実施項目の進捗管理と定期的な評価をおこなっていきます。

「地域福祉推進計画」の進捗管理については、川西市地域福祉計画との整合性を 点検するために、社協内の各部署の所属長と各部署に配置する「計画策定推進員」が 中心となって部署内でおこなうようにし、特定の限られた職員だけが担わないようにし ます。

「地区福祉計画」に関しては、地区福祉委員会が主体となり、地区担当職員とともに推進と進捗管理、評価と微調整をおこなっていきます。



◇市内に広がる子ども食堂

「フードドライブ」に企業や住民から提供いただいた食料も各子ども食堂で有効に活用させていただいています。



「世代を超えた親友は大きな支え(地区担当)」編

学校に行きにくい小学生とご両親。

学校のスクールソーシャルワーカーから相談があり、お会いすることに・・・ この小学生の趣味をキーワードに地区福祉委員会でも相談し、同じ趣味を 持つ地域のおっちゃんとつながると二人は意気投合し、世代を超えて大親友 になりました。

お母さんと一緒に、地域で住民相互の助けあい活動にも参加するようにもなります。

2年後には休むことなく学校にも行けるようになり、小学生は笑顔いっぱいに!

はじめて会った時、自分を責めて涙を流していた親御さんも柔らかな表情 に!

社協の支援では、地域住民が大活躍します。

専門職でないからこそ、深刻な課題を人とひととのつながりでさらりと 解決できることがあります。それを紡ぐのが社協の得意技なのです。

地域福祉担当

小学校区単位に受持ち地域を担当し、地域での福祉課題や個別の課題に対して最も身近な福祉専門職として対応します。合言葉は「福祉でまちづくり」









◇アイデアと工夫で多様な集い(久代小地区福祉委員会)

趣味をきっかけにした集い

小さな子どもから高齢者までみんなが楽しめる集い

移動販売を活用した集い

いろんな方法で、住民が集う場を設けています。







◇健康でイキイキと生活するために(加茂小地区福祉委員会)

ニュースポーツのひとつ『ボッチャ』で体を動かしたり、季節の飾りを手作りする講座を開いたり・・・

住民の関心や流行にも敏感に、工夫を凝らした取り組みをすすめています。







◇地域の拠点は大活躍 (東谷地区福祉委員会)

地域内にある活動拠点を有効に使って、活動に関する企画や相談、勉強会やイベントなど様々な 取り組みをおこなっています。

いつもの顔と会えることで、ほっこり安心する場にもなっています。



◇『青空ふれあい広場』(明峰小地区福祉委員会)

「障がいのある人もない人も自然と交流できるイベントができないかなぁ」という思いで企画 し実施しました。

高校生のダンスもイベントを盛り上げてくれ、楽しいイベントになりました。 好評につき継続開催が求められ、企画会議にも熱がこもります。





これぞ社協の

「きっかけはつながりと安心の出発点(地区担当)」編

障がいのある二人の子と同居する高齢のご本人。

親が交通事故により入院していたが、退院に向けた準備を始めます。

自宅はごみやモノで溢れていて、介護が必要となった親の安全のためには 一掃することが必要に・・・。家族、子どもたちの相談員、親のケアマネジャー が協力してごみを出し、近隣住民もごみ収集車への積み込みに協力してくだ さいました。

近隣住民が見守りやごみ出しのサポートを継続することで、この家族が安心して生活できるようになりました。

、 社協の関わる事案には、住民のちょっとした気づきや支えによって地域 での生活を継続することができることも多くあります。

課題があるという理由で排除されてしまわないように、知恵を出しあいます。

地域福祉担当

概ね小学校区単位に受持ち地域を担当し、課題に応じて「住民と住民」「住 民と専門機関や活動団体」などを結びつけ、課題の解決を目指します









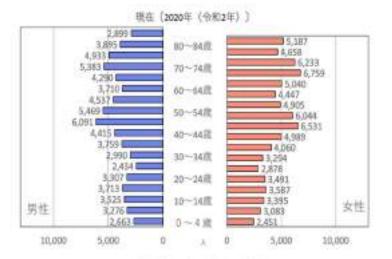
第2章 各種統計資料

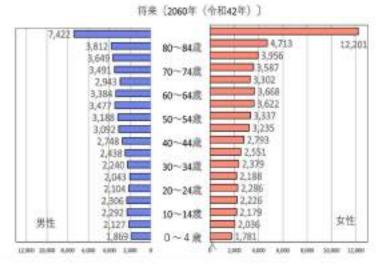
〇川西市の人口推計について

川西市の人口は、令和4年6月の試算によると5年ごとに約 0.2~0.3%減少すると推計されています。

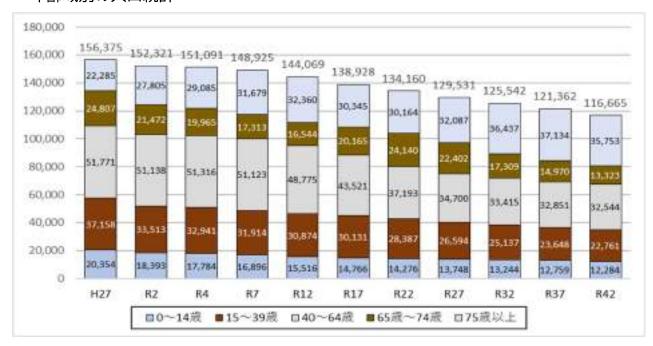
また全国の傾向と同様に、75歳以上の人口が緩やかに増加する一方で15~74歳人口が極端に減少することが予測されます。特に40~64歳は2022年からの20年余りで約25%減少し、いわゆる労働者人口と共に地域での活動者人口の母数が減少することになります。

高齢化率は、令和3年時点で全国が 29.0%のところ本市は 31.5% とやや高めですが、約20年後に全国が約 36%のところ、本市は約42%と推計されていることから、高齢化率の上昇は全国平均よりも急速に進むことがわかります。





<年齢域別の人口統計>



(資料:川西市人口推計報告書 令和3年)

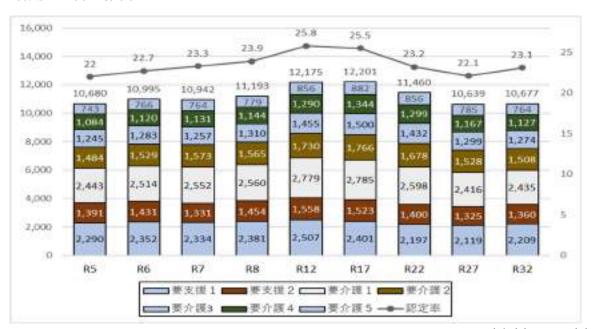
用語説明

高齢化率 : 65歳以上人口を「高齢者人口」、その総人口に占める割合を高齢化率(高齢者人口割合)という

人口の減少にともなって高齢化率が高くなりますが、要支援1から要介護5までの介護認 定者数については極端な増減は見込まれていません。

日常的な地域活動等への参加や能力や意欲に応じた就労の機会を丁寧に作り出すことで、活躍年齢は上昇し介護認定までの期間を遅らせることが期待できます。

<介護認定者の推計>



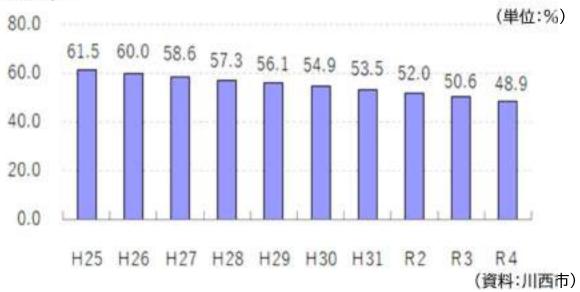
(資料:川西市)

〇自治会組織について

地域の互助組織である自治会に関しては、自治会の組織数の減少とともに加入者数も減少しています。

平成25年度から令和4年度までの10年間で10%以上も減少しており、特に自治会役員を担う人も高齢化が顕著となっています。

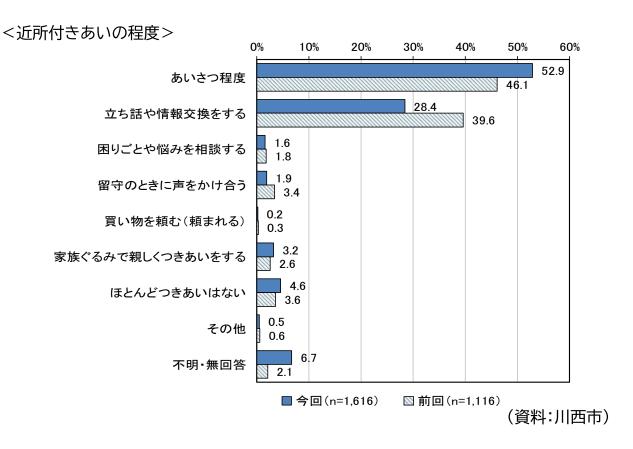
<自治会加入率>



○住民同士のつながりについて

地域福祉での住民同士の「つながり」は「支えあう地域」の前提としてとても大切な要素です。

市民アンケートでは、近所づきあいの程度は「あいさつ程度」が 52.9%と最も高く、次いで「立ち話や情報交換をする」が 28.4%「ほとんどつきあいはない」が 4.6%となっています。

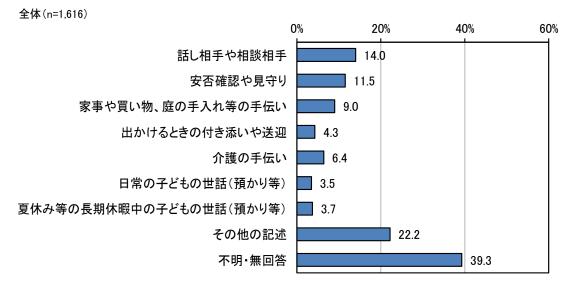


その一方で、地域で暮らす中での困りごととして最も高かった回答が「話し相手や相談相手」で 14.0%、次いで「安否確認や見守り」が 11.5%と、人とのつながりによって解決できる内容が多くなっています。

どのような年代や世帯構成にとっても、近所のつながりは大きな安心につながるといえます。



<地域で暮らす中での困りごと>



(資料:川西市)

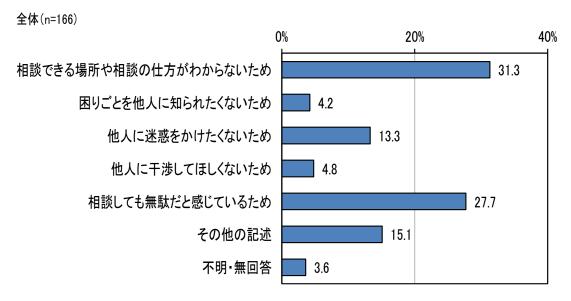
○困ったときの相談相手

市民アンケートでは、困ったときの相談先や情報の入手先は「家族」74.3%、「友人や知人」35.8%、「親戚」16.6%と圧倒的に多く、福祉関係機関への相談数は多いものでも「地域包括支援センター」の4.9%にとどまっています。

また、『川西市障がい者プラン 2029』策定のために実施した、障害者手帳所持者対象アンケートでは「市役所」50.7%、「相談支援事業所」20.5%、「社会福祉協議会」19.8%と、福祉関係機関が高くなっています。

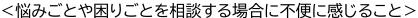
その一方で、市民アンケートで「どこにも相談していない」と回答した人の理由としては「相談できる場所や相談の仕方がわからないため」31.3%、「相談しても無駄だと感じているため」が 27.7%とこの項目が他の項目に比べて高い割合でした。

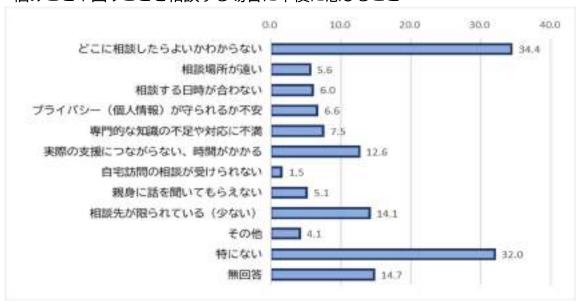
<困りごとがあるときに相談していない理由>



(資料:川西市)

また、障害者手帳所持者アンケートでの相談をする際に不便なことは「どこに相談したらよいかわからない」が34.4%、「相談先が限られている」が14.1%と上位に位置し、頼りになる相談先が不明確なことがわかります。





(資料:川西市)

さらに、令和3年11月内閣府によるひきこもり調査では「どのような人や場所なら相談したいと思うか」を尋ねた質問では、「誰にも相談したくない」と答えた人は、15歳~39歳で22.9%、40歳~64歳で23.3%に上っています。

その上で、その理由をたずねる質問には「相談しても解決できないと思うから」と答える 人がいずれの年齢層でも半数を超えて最も多く、相談や支援のあり方に課題があることを うかがわせる結果が出ています。

これらの結果は、障がいや高齢などの特定の課題の有無を問わず、 日常生活の中でちょっとした内容から深刻な内容まで、さまざまな困 りごとについて「頼りになる相談窓口」もしくは「どこに相談しても解決 に向けて一緒に考えてくれる窓口」が求められていることを表してい ます。

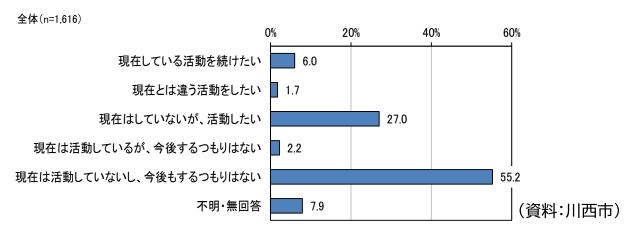


○福祉活動について

地域における福祉に関する活動が活発かどうかについては「わからない」が半数以上、「活発でない」と感じている人を合わせると 7 割以上となっています。

また、今後福祉に関する活動をしたいかどうかについては「現在は活動していないし、今後もするつもりはない」が 55.2%で最も多いですが、「現在はしていないが、活動したい」という回答が 27.2%となっています。その年代としては50歳代で 37.4%と多く、次いで60歳代で 36.9%になっています。





今回の質問が「福祉活動」に限定しているものであり、そもそも「福祉」に対して「障がい者 や高齢者などの弱者の救済」というイメージが強くあり、そのため住民による「福祉活動」とい うものが身近に感じられず「現在は活動していないし、今後もするつもりはない」と答える人 も多くなったと考えられます。

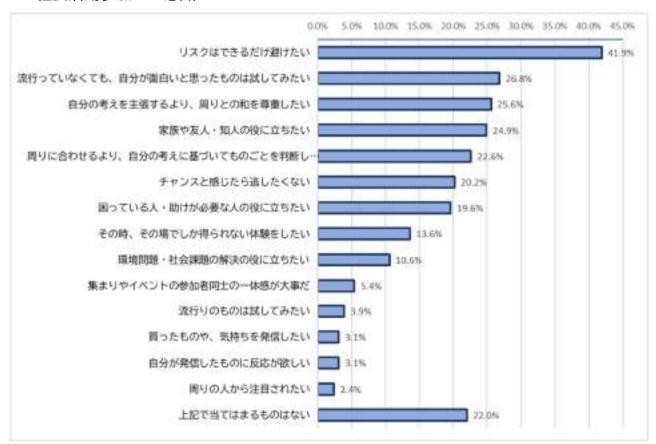
活動をするつもりはない理由として「仕事や家事で忙しいから」が3割以上となっていますが、趣味や余暇活動の時間を確保する方は多くいます。

また、令和4年度に実施された国民意識調査では「家族や友人・知人の役に立ちたい 24.9%」「困っている人・助けが必要な人の役に立ちたい 19.6%」「環境問題・社会課題の解 決の役に立ちたい 10.6%」など、地域福祉に関係のあることに関心が多いことがわかります。

これらのことから、現在福祉活動に参加していない住民のみなさんに対しては、特別な知識や技術を必要とせず、趣味や興味と結びついた身近な取り組みを通じて参加できるしくみをつくることがポイントだといえます。

また、ボランティア活動などどのような活動があるのかわからず、活動に結びついていないことも考えられます。川西市内でどのような活動が行われているのか、広報紙やチラシだけでなく、SNS 等を活用して関心を持つ人を増やし、グループ・団体等へ繋いでいくことも必要であると考えられます。

<社会活動参加への意識>



(令和4年度 国民意識調査)



○ひきこもり支援について

令和3年11月内閣府調べ(全国の10歳~69歳の3万人を対象にアンケート調査を行い13,769人から回答。以下「調査」と記載)によると15歳~64歳人口の約2%が引きこもりの状態であると推計されます。

この、国の推計を川西市の人口に当てはめると、令和4年3月現在の川西市の15歳~64歳人口が89,187人であることから、約1,700人のひきこもり者が存在すると推計されます。

「広義のひきこもり状態」が 6 か月以上続いている人も含み、15 歳~39 歳の子ども・若 者層では、7 年前に公表された調査の 1.57%から 2.05%に、40 歳~64 歳の中高年層 では、4年前に公表された調査の 1.45%から 2.02%に増えています。

「広義のひきこもり状態」とは「趣味の用事のときだけ外出する」や「自室からほとんど出ない」などの状況にある人のことです。

今回の調査においては、ひきこもりの原因として、およそ5人に1人が『新型コロナウイルス の流行』と回答したことから、出現率の上昇の要因もこれに合致するものと考えられます。

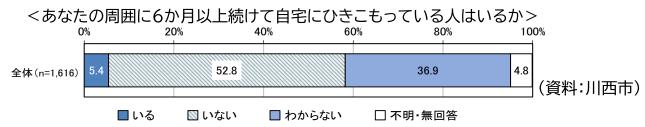
また、4年前に公表された 40 歳~64 歳までの調査では男性が 4 分の 3 以上を占めていましたが、今回の調査では、同じ 40 歳~64 歳まででは、女性が 52.3%と半数を上回り、15 歳~39 歳でも 45.1%となっています。

本市においても、市民アンケートにおいて「あなたの周囲に6か月以上続けて自宅にひきこもっている人はいるか」との問いに「いない」が 52.8%と最も高く、次いで「わからない」 が 36.9%となっています。

そして 5.4%の方が「いる」と答えており、これは20人に1人の方の周囲にひきこもり状態の方がおられることになります。

前述の通り、推計では 1,700 人、市民アンケートでは20人に1人「周囲にひきこもっている人がいる」と答えており、大変多くの方が困っておられると考えられます。本人や家族が安心して相談でき、必要な支援につなげる相談窓口が一層重要です。

特に、相談は窓口への来所だけではなく、ご自宅への訪問やご本人やご家族のニーズにあわせて支援者が出向く体制や SNS の活用など気軽に相談方法も大切です。また、相談に乗るだけではなく、具体の支援方法を提示できるよう多様なプログラムなどを用意することも重要だと考えます。



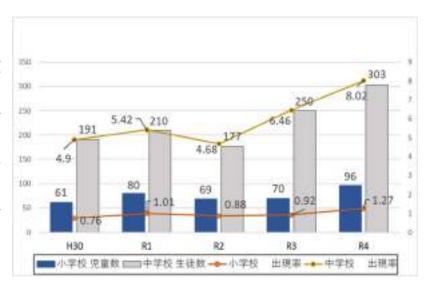
また、ひきこもり状態になる要因の一つとして挙げられるのが、不登校からの延長による ひきこもりです。

本市では、小学校・中学校共に6年前から不登校児童・生徒数は増加していて、特に中学校では出現率が8%を超える割合になっています。

コロナ禍の影響によりひきこもり者が増加したのと相まって、不登校数も増加していることがうかがえます。

令和3年度から創設している 校内フリースクールなら行くことができる生徒の数も一定数 見られますが、それに加えて、 自宅と学校以外の第3の居場 所の確保は不登校からひきこ もりに移行しないためにも重要 なものと考えられます。

第3の居場所に関しては、子 どもだけではなく大人にとって も、自宅、職場以外で安心して 過ごせる場所があることで、不



(資料:川西市)

安や悩みを話せたり応援や励ましを

受けることにつながる貴重なものと考えます。

このような第3の居場所があることが、ひきこもり状態になってしまうことの予防にもなります。

○ひとり親家庭について

令和2年から令和42年の人口推計では、0歳から19歳までの人口が約65.5%にまで減少するとされています。

母子世帯、父子世帯の数は、約10年間増減はあるものの減少傾向にあります。

しかしながら、前述した不登校の児童・生徒は増加していることから、ひとり親家庭においては保護者の相談先ほか何らかの支援がなければ、親子またはそのどちらかが孤立する 事態も考えられます。

<ひとり親家庭の統計>

単位:世帯

区分	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
一般世帯	54,701	58,492	60,520	62,634	63,272
母子世帯	553	739	748	826	629
父子世帯	107	84	77	88	55



(資料:国勢調査)

用語説明

校内フリースクール : 小学校や中学校の空き教室を活用して、教室に居づらい子どもや学校に行きづらい子 どもたちが過ごせるような居場所を作って、担当する職員を配置して子どもたちのサポートを行う仕組み

〇子どもについて

国勢調査に基づくと、川西市では5歳から19歳までの人口比率が平成27年では 14.4%でしたが、令和2年では 13.5%となり、5年間で約13,000人減っていることに なります。

ただ、今後の人口推計では、令和13年には総人口143,014人に対して5歳から19歳までの人口比率は11.9%、令和42年には1総人口116,665人に対して11.3%とされています。

人口そのものは、この期間で約 19%(約26,000人)減少しますが、5歳から19歳までの人口比率は極端に減少しないことがわかります。

この川西市を、魅力的で活気のあるまちにするためには、子どもたちが希望をもってイキイキと生活できることが重要です。

本計画策定にあたり、市内在学の中学生にアンケート調査をおこないました。

生徒3,639人(令和5年5月1日時点)のうち1,159人(1年生:413人、2年生:446人、3年生:300人)から回答を得ることができました。

アンケートの設問「あなたが住み続けたいと思うまちはどんなまちですか(自由記述)」から、次のような傾向が確認できました。



<「あなたが住み続けたいと思うまちはどんなまちですか」への回答の分類と傾向>

回答の分類	キーワード	回答数
市政・経済課題	子育て支援、教育支援、経済保障、医療保障 災害対策、市政・市長への要望 など	58
ソフト面的課題	平和、安心、つながり、協力、多様性、世代間交流 あいさつ、笑顔、仲良く、尊重、傾聴、優しさ、理解 いじめ・自殺者なし、コミュニケーション だれ一人取りこぼさない など	361
ハード面的課題	交通網(料金含む)、道路・街灯、病院、スーパー 娯楽施設、飲食店、スポーツ施設、公園 など	243
ソフト+ハード 環境課題	安全、防犯、戦争のない平和な暮らし、イベント 自然と都市機能のバランス ごみがなくきれい、子ども・子育て、環境保護 など	433
その他	今のまま、普通、税金が安い・増税なし 学校・宿題・校則なし、坂をなくす、特にない など	64

(資料:川西市社協)

「市政・経済課題」に関する回答では、特に経済面の記述が多く、子育てや就学、余暇に安心して取り組むために経済面での不安を減らすことを望んでいることがわかります。

また、交通、医療、買い物などの地域間の格差を軽減することが住み続けたいまちの

条件とする回答も少なくありませんでした。

「ソフト面的課題」に関する回答では、「安心して楽しく暮らせる地域」というものが特に多くありましたが、その中で「どんな人も・・・」「みんなが・・・」「どの年代でも・・・」「多様性を認めあって・・・」という言葉が目立ちました。

自分だけや特定の人だけの幸せではなく「誰もが幸せ」という思いは本計画に直結します。

また、平和や治安に関することのほかに、あいさつができる関係や交流に関するもの、 そして「男女の区別を最低限にし、子どもも気軽に発言できるまち」という意見もありました。

本計画においても、アドボケイト(当事者の声を聴きみんなに届ける)については重要視しており、特にこれまでは一方的に守られる存在とされがちだった子どもたちの声を聴くことに、注力することが必要です。

「ハード面的課題」に関する回答では、生活の便利さについての記述が多くありました。 買い物、交通、スポーツ施設、趣味に取り組める場、遊び場などの充実のほか、ライブや イベントなどの楽しめる機会の定期開催が求められています。

本計画でも、福祉分野以外の施設や企業などで利用可能なスペースを、貴重な社会資源として把握し、活用できるようにはたらきかけていきます。

「ソフト+ハード、環境課題」に関する回答では「環境に配慮しながら高齢者や障がい者、 妊婦さんにやさしいまち」や「きれいなまちでみんなが挨拶できるまち」など、一定の整っ た生活基盤のうえでコミュニティや支えあいが活発なまちに魅力を感じていることがあら われています。

また「いじめや差別のないまち」「犯罪や戦争、事故がないまち」など、人権や命を大切にするまちづくりを行政、専門機関、住民の協力でかなえることが求められています。

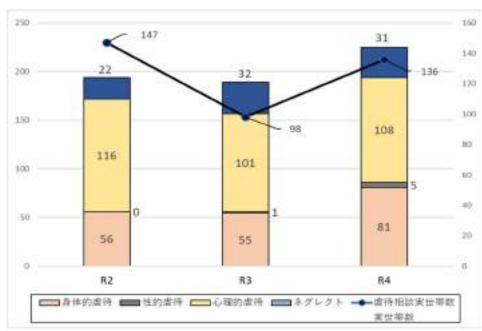
「人の尊厳」については、地域福祉の根幹でもあり本計画でも随所で触れています。



〇児童虐待について

近年特に大きな社会問題となっている「児童虐待」に関しては、ひとり親であるか両親そろっているかには関係なく、周囲との接点が薄く予防機能が働きにくい結果として深刻な事態に至ることが少なくありません。

<児童虐待の統計>



(資料:川西市)

<児童虐待に関する相談>

単位:件

延べうち虐待				新規相談			
	相談件数	相談件数	養護相談	虐待相談	障がい相談	非行相談	育成相談
R4	9,450	4,997	181	194	2	4	19
R3	7,623	3,733	170	189	7	11	36
R2	8,526	3,861	201	205	10	10	28

(資料:川西市)

令和2年に新型コロナウイルス感染者が爆発的に増え、 いわゆるコロナ禍において幼稚園の休園や学校の休校等 があったことも影響し、本市だけでなく全国的に虐待に関 する相談件数が一時的に減っていました。

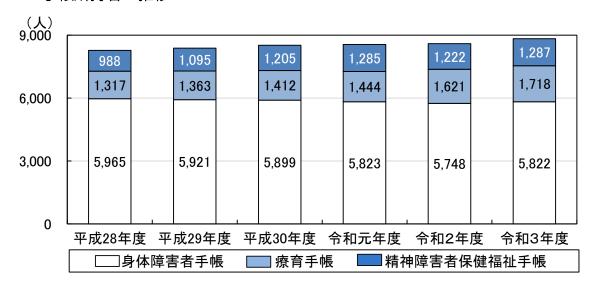
その後令和4年には虐待相談件数、虐待実世帯数ともに 増加しています。

虐待が子どもの日常の生活を脅かすことは言うまでもなく、成長や以降の人生にも大きな影響を与えることを意識して、近隣住民が虐待の芽に気づける地域づくりが必要です。



○障がい者について

<手帳所持者の推移>



(資料:川西市)

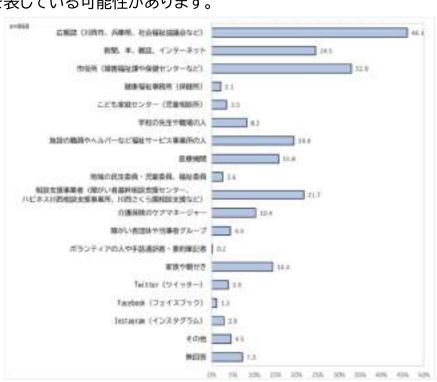
<福祉サービスや制度の情報の入手先>

障がい者の福祉に関するサービスや支援制度に関する情報の入手先としては「広報紙 (川西市、兵庫県、社協など)」が 46.1%と最も多く、次いで「市役所(障害福祉課や保健 センターなど)」が 32.1%、「新聞、本、雑誌、インターネット」が 24.5%となっています。

川西市では、福祉サービスを利用する際には、ひとり一人に相談支援専門員が担当でつき計画を作成することになっていますが「相談支援事業者」からの情報入手は 21.7% と、決して多いとはいえない状況にあります。

これは、相談支援事業専門員が障がい者の数に対して足りていないという全国的な傾向が川西市にもあることを表している可能性があります。

本来、計画相談は福祉 サービスの利用調整をお こなうだけではなく、社 会参加や地域生活な芸 社サービス以外の要素と も着目して、障がい質を その家族の生活の質す。そ の部分へのかかわりらら くなってしまいます。



(資料:川西市)

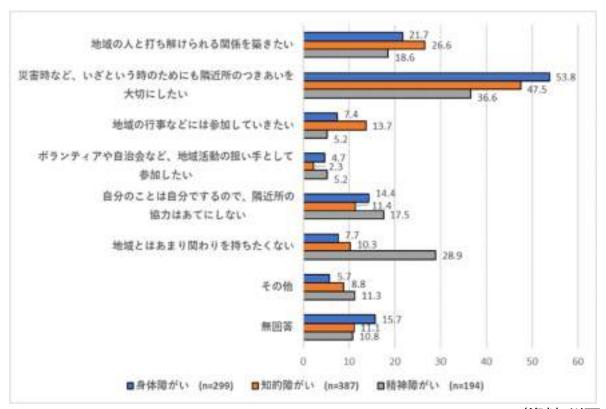
障がい者が地域生活で求めていることとしては「障がい者が参加しやすい地域活動の増加」「地域活動に関する情報の発信」を望む意見が多く挙げられていて、周辺環境の整備が求められていることがわかります。

< 障がい者が地域活動に望むこと>



(資料:川西市)

一方で「災害時など、いざという時のために近所付きあいを大切にしたい」という、受け身ではなく自らも積極的に環境を整えたいという思いがあることもわかります。



(資料:川西市)

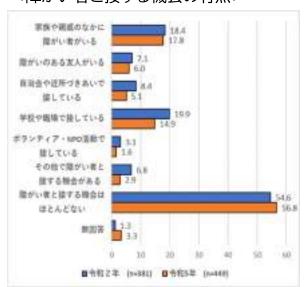
このように、障がい者の参加や地域住民とのつながりの重要性がデータとして明らかになるものの、近所付き合いを含めた接点は減る一方であることもわかります。

これは、「参加・参画」「つながり」というキーワードにしている本計画においても、見過ごすことのできない実態ですので、計画に基づいて地域への働きかけを確実にすすめていかなければなりません。

<障がい者の地域や近所の人との付きあい>

身体障がい 14.4 32.1 34.8 (n=299) 3.0 知的簡がい 30 12.4 (n=387) 精神障がい 13.4 11.3 36.1 35.6 [n=194] 2.6 40% BDN 100% 口接する機会がかなり増えている 口どちらかと言えば接する機会は増えている 口どちらかと言えば捨する機会は減っている 直接する機会がかなり減っている 口無回答

<障がい者と接する機会の有無>



(資料:川西市)



○生活困窮者支援について

生活保護受給者に関しては、コロナ禍の間も特に増えることなくむしろ微減傾向で推移しています。

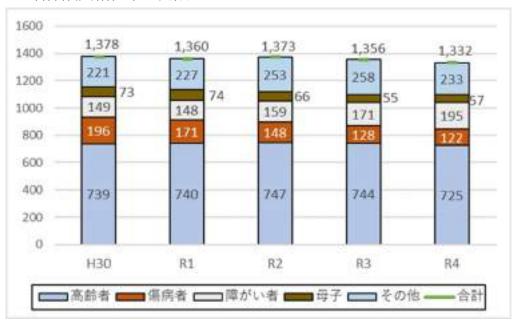
受給世帯の状況としては高齢者世帯が半数以上を占めていて、今後の人口の高齢化と 核家族化を勘案すると、最低生活費で生活する独居高齢者の増加が予測できます。併せて、 金銭管理に支援を要する人も多くなることも予測でき、日常生活自立支援事業等による支援の必要性がますます高まります。

<生活保護統計>



(資料:川西市)

<生活保護受給世帯の内訳>



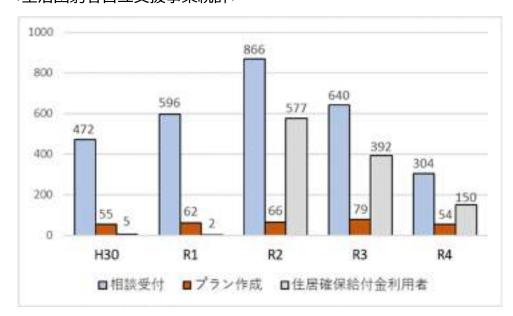
(資料:川西市)

用語説明

日常生活自立支援事業 : 認知症、知的障がい、精神障がいの要因により意志判断にサポートが必要な方に、福

祉サービス利用の援助や日常の金銭管理などをおこなう事業

<生活困窮者自立支援事業統計>



(資料:川西市)

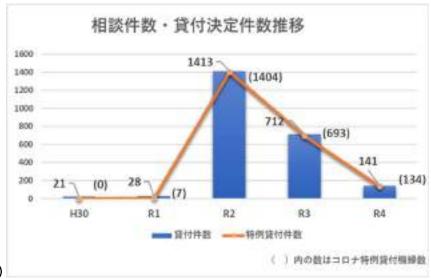
生活困窮者自立支援事業に関しては、コロナ禍に相談件数が急増しています。 併せて、 新型コロナの影響による収入減少のため、家賃の支払いが困難になるなどして住居を失う 恐れのある世帯への住居確保給付金は平時に比べて著しく増えています。

一方で、継続的に支援計画を立てて関わった件数は平時とほぼ同数で推移していること から、貸付制度や給付金などにより難を逃れた件数が多いように思われます。

しかしながら、社協で取り扱う低所得者向けの貸付に関してはコロナ特例貸付を多くの 方が利用されましたが、その後経済状況が改善した方ばかりではなく償還ができない方も 少なくありません。

このことから、社協としては貸付金の償還を促すだけではなく、社協からの電話や訪問などを通じて生活状況や困りごとを聞き、あらためて貸付以外の支援につながるように取り組みを始めています。

<<mark>生活福祉資金</mark>の実績>



(資料:川西市社協)

生活困窮者自立支援事業 : 生活保護の利用が必要となる前に、必要かつ適切な支援をおこなうことで当事者 の自立を支えるために創設された事業

生活福祉資金 : 低所得世帯向けの貸付制度

全国の市区町村社会福祉協議会が申請窓口となり、資金の貸付によって対象者世帯の生活の

安定を図る

資金の種類によっては生活保護受給世帯が対象となるものもある

用語説明

付録 用語説明

【ア行】

ICT: パソコンだけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称

アドボケイト: 権利表明が困難な子ども、寝たきりの高齢者、障がい者など、本来個々人がもつ権利を さまざまな理由で行使できない状況にある人に代わり、その権利を代弁・擁護し、権利 実現を支援する機能をアドボカシー(advocacy)、代弁・擁護者をアドボケイトという

イートインコーナー : 購入した商品を飲食できるコンビニ内などにあるスペース

遺贈 : 故人の残した遺言書に則って、遺産の一部や全部をゆずること

委託相談支援事業所 : 市内をエリア分けして(令和5年度時点で3つ)担当する障がい者の相談窓口

異分野多機関・多職種連携 : 異なる分野や職種の人々が協力して、より良い成果を生み出すことを目的 とした取り組み 複雑化する課題には、福祉以外の分野とも連携が必要

医療的ケア : 高度な医療により集中治療室や新生児集中治療室等に長期入院後、退院した後も引き 続き人工呼吸器や胃瘻(ろう)等使用し、痰の吸引や経管栄養などの医療的なケアが日常 的に必要なこと

インフォーマルな資源 : 法制度に基づき専門的な視点から提供されるフォーマルな資源以外の資源の 全てが当てはまります(家族・近隣住民や知人・ボランティア・当事者団体など)

NPO 法人 : 福祉・教育・環境など様々なテーマで活動する法人格を持つ団体 特定非営利活動法人

【力行】

会員会費 : 社協の純粋な自主財源 社協活動の趣旨に賛同いただいた住民や企業から会員として会 費をいただく

活躍年齢 : 『生涯現役社会施策』のひとつで、高齢者が意欲と能力に応じて働き続けられるようにすること

カフェ、サロン : 高齢者や障がい者などが気軽に集えるように地区福祉委員会などが運営する取り組み

個人登録ボランティア : 社協のボランティア活動センターに登録する個人 校内フリースクール : 小学校や中学校の空き教室を活用して、教室に居づらい子どもや学校に行きづらい子どもたちが過ごせるような居場所を作って、担当する職員を配置して子どもたちの

サポートを行う仕組み

高齢化率 : 65歳以上人口を「高齢者人口」、その総人口に占める割合を高齢化率(高齢者人口割合)

という

子育てフェスティバル : 市内の子育て活動を活発にするため、機関やグループが集まるイベント

子ども・ユース : 概ね小学生から青年までの世代を指す

個別支援マップ : 施設利用者の自宅を中心に、かかりつけ医、民生・児童委員、近所付きあいなどを示

す地図

困り感 : 一般的な対応だけでは本人の不安が強かったり、うまく集団に馴染めなかったり、学習や集

団活動ができにくいなど、教育や治療などどのような対応がふさわしいかわかりにくい状態

コミュニティ協議会 : 概ね14の小学校区エリアに組織された住民自治の組織

【サ行】

災害ボランティアセンターマニュアル : 災害時のボランティアコーディネートなどの手順をまとめたマ

ニュアル

サテライト: 一般的には「本部から遠隔地にある事務所」という意味

本文では各団体は社協の下部組織ではないが、さまざまな活動を通じてキャッチした課

題をスムーズに社協へつなぐ貴重な役割を意味する

サポートブック : 入園・入学・進学などこどものライフステージが変わる際に、こどもの普段の様子や

関わり方や知っておいて欲しい情報を、園や学校の先生と共有するためのツール

市民後見人: 市区町村などが実施する研修を受講するなどして、成年後見人として必要な知識を得

た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した方

社会福祉士 : 心身の障害や環境上の理由で日常生活に支障のある者の福祉に関する相談を受け、助

言・指導をおこなう国家資格を有する専門職

社協かわにし ぽけっと : 川西市社協が発行する広報紙 毎年度3回発行

自立支援協議会 : 障がい者の地域生活を支えるため、課題の整理や新たなしくみづくりなどについて

協議する、行政をはじめ関係機関による組織

ショートステイ : 高齢者や障がい者などが特定の施設で短期間過ごすサービス

生活困窮 : 経済的困窮は家計のやりくりが困難、社会的困窮は近隣や社会との接点がなく孤立している

状態

Zoom : パソコン、スマホなどを使って遠隔地の人ともコミュニケーションができるオンラインのしくみ

生活困窮者自立支援事業 : 生活保護の利用が必要となる前に、必要かつ適切な支援をおこなうこと

で当事者の自立を支えるために創設された事業

生活福祉資金 : 低所得世帯向けの貸付制度

全国の市区町村社会福祉協議会が申請窓口となり、資金の貸付によって対象者世帯

の生活の安定を図る

資金の種類によっては生活保護受給世帯が対象となるものもある

制度狭間 : 日常生活において不便さや不自由があるが、対応できる制度やサービスがない状況

セラピスト : 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士で、リハビリテーションチームを構成する医療従事者

セルフヘルプグループ: 同じ課題のある人同士が相互の共感・助言などにより課題解決するグループ

善意銀行 : 住民等から金銭や物品の寄付を受け、新たな福祉活動やグループ等へ支援をおこなうもの

【夕行】

地域共生社会 : 「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え

て、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつ

ながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

地域包括支援センター、ケアマネジャー: 高齢者等の在宅生活支援のため相談支援などを担う専門機

関や専門職

地区担当職員 : 地域福祉の推進のため受持ち地区を担当し、地域支援と個別支援に関わる社協職員

地区福祉委員会 : 概ね14の小学校区エリアに市社協が組織した、地域福祉をすすめる住民組織

集いの場、居場所 : 地域住民が気軽に立ち寄れ、家族以外の他者と接することのできる場

中核的な役割 : 中心になって関係機関等への働きかけや調整をおこなうこと

中間就労 : 心身の不調や長年のブランクですぐには就労困難な人が時間数など一定の配慮で働くこと

出前講座 : 主催する社協が受講者を会場に集めるのではなく、住民が設定した会場や会合に出向い

ておこなう講座

トライやる・ウィーク : 中学生が職場体験、福祉体験、勤労生産活動など、地域での様々な体験活動を

通じて働くことの意義、楽しさを実感したり、社会の一員としての自覚を高め

ること、子どもたちを中心とした地域コミュニティの構築へと発展することを

期待する兵庫県下の活動

トライ&エラー : 目標を達成するために、いろいろな方法を試し失敗を重ねることで解決していくこと

【ナ行】

日常生活自立支援事業 : 認知症、知的障がい、精神障がいの要因により意志判断にサポートが必要な

方に、福祉サービス利用の援助や日常の金銭管理などをおこなう事業

【ハ行】

ハイブリッド型 : 異なる要素の組みあわせ 本計画書では講座等を集合型とネット配信型の両方での

実施を指すことの例えとして使用

ひきこもり : 職場や組織などに所属せず自宅内で過ごすことが多い状態

非地縁 : 本計画では、自治会等の限定した地域内のつながりを表す「地縁」に対して、テーマ型の

NPOやボランティア等の「地縁に基づかない市民の活動」のことを指して「非地縁」と表現す

ることとした

例)子育てサークルや障がい者団体、ボランティアグループなど

避難行動要支援者支援 : 災害時に高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児など特別な配慮が必要な人の名簿

を自治体が作成し、緊急時の避難行動を支援するもの

ファンドレイジング : NPOなどが活動するうえで必要となる資金を、寄付や補助金・助成金などで集

めること

複合多問題 : ひとつでも解決が難しいような課題が、個人や世帯に複数ある状態

「困難事例」は支援者の力量によって困難度が変わることもあるので使い分けている

福祉教育: 福祉やボランティア活動に関する学びの機会 学校では子どもたちへ、地域では大人たち

へ実施

単に学校や地域での研修や講座での学びの機会を指すのではなく、安心して地域で暮らしていくために必要な制度やサービスの理解、お互いの尊厳を守るための人権意識の共有

も含む機会であり、福祉課題を解決するために有効な機会

福祉ニーズ : 日常生活上での福祉的な課題や要望

福祉ネットワーク会議 : 各地区で福祉課題や団体の活動内容の共有をし、つながりを深めるための会議

地区福祉委員会・コミュニティ協議会・自治会等で構成

福祉避難所 : 災害時に高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児など特別な配慮が必要な人が一時的に避難す

る施設

フードバンク : 住民等からレトルト食品や缶詰などの提供を受け、集まった食品を生活困窮者等へ提

供し支援につなぐ

ブランドカ : 社協が全国組織であること、長年地域福祉を実践していることなどによる知名度

保育士 : 一定の資格をもち、保育所・養護施設などで児童の保育に従事する人

保育所等訪問事業 : 障がい児の集団生活への適応のため、保育所・幼稚園・学校等へ訪問支援員が訪

問し専門的支援をおこない、支援の質の向上を図る、また直接障がい児へ関わる

保育士や教諭に対するアドバイスをおこなう

ペアレントトレーニング : 子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消

し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラム

包括化推進員 : 複合多問題の事案に関わり、関係機関や住民等と連携して問題解決に取り組む職員

2023年度現在社協に3名配属

訪問型助けあい活動 : 住民相互の協力で、掃除、ごみ出し、通院の付き添い、庭の草引き、そのほか細

かな困りごとを住民相互に応援するしくみ

ボランティア活動センター : ボランティア活動を活発にすすめるため、研修や講座でのボランティア育

成、相談と活動の調整、各種助成金の取次ぎなどをおこなう社協の部門

ボランティアグループ: 手話や点訳、介助などの福祉に直結するもののほか、環境や教育、楽器の演

奏など趣味・特技や興味などを活かして活動するために組織したグループ

ボランティア講座 : ボランティア活動に役立つ研修会 例)手話教室、傾聴講座など

【マ行】

マンパワー : あることに対して目的を達成するために必要な人手

民生委員・児童委員 : 地域住民の身近な支援者として地域から推薦され厚生労働大臣より委嘱を受

けた人

各々に担当地域を受け持ち相談・制度の紹介・証明事務などをおこなう

【ヤ行】

ヤングケアラー: 本来は大人がやるべき家事や家族の世話(ケア)を日常的に行っている18歳未満の

子ども

YouTube : インターネット上で動画の視聴ができるほか、講習会や会議もおこなえるしくみ

資料 社協について

I 社協の法的位置づけと使命

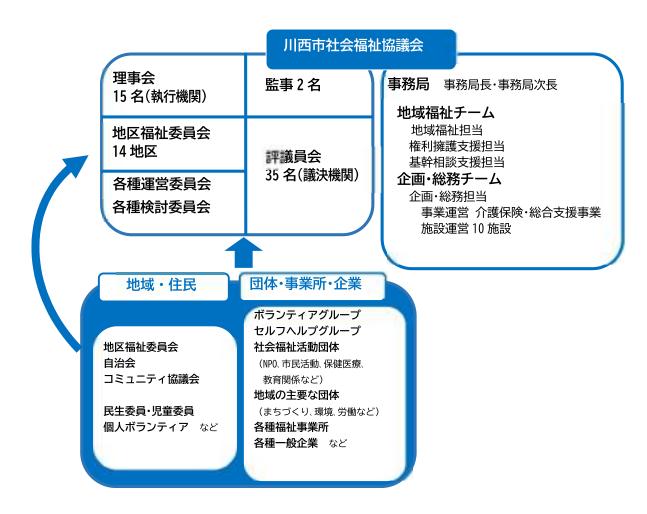
社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき全国・都道府県・市町村単位に設置されている、地域福祉の推進を目的とする民間団体です。略して、「社協(しゃきょう)」と呼ばれています。

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者の参加が規定されており、社会福祉施設、コミュニティ組織、自治会、福祉委員会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO、企業など地域の幅広いメンバーが構成員となっています。

<社協 3つの使命>

- ①協議体 ~話しあう~
- ②運動体 ~働きかける~
- ③事業体 ~実行する~

<川西市社協の組織>



2 社協のあゆみ

昭和29年 8月 1日 ・設立(福祉事務所内に事務局設置) 昭和35年 4月 ・	年月日	内容
昭和35年 4月 ・	昭和29年	・設立 (福祉事務所内に事務局設置)
昭和39年 4月 ・善意銀行開設 昭和43年11月 ・明治100年川西市社会福祉大会 昭和50年 3月31日 ・社会福祉法人として認可 4月 ・福祉委員制度発足 10月 ・東谷、川西南、多田、川西中支部社協設置 ・社協会員会費制度発足 ・川西市心身障害者団体連絡協議会発足 12月 ・機関紙「社協だより」創刊 昭和51年 4月 ・川西北支部社協設置 7月 ・川西北支部社協設置 7月・川西北方シティア活動センター設置 昭和53年10月 ・車いす貸出し事業開始 昭和55年 6月 ・事務局が川西市役所分庁舎に移転 11月 ・第1回(社協法人化5周年記念)社会福祉大会 昭和56年11月 ・加茂西、大和地区に「ひとりぐらし老人の会」発足 昭和57年 1月 ・老人給食サービス事業開始 昭和58年 1月 ・第1次川西市社協発展計画策定 4月 ・ボランティア担当職員配置 ・家庭奉仕員(ホームヘルパー)派遣事業受託 ・小学校区単位に地区福祉委員会を設置(12地区) 11月 ・川西市ボランティア理路協議会発足 昭和60年 8月 ・大和地区で在宅援助事業始まる 9月 ・川西市ボーンティア連絡協議会発足 昭和60年 8月 ・大和地区で在宅援助事業始まる 9月 ・川陸連街へ出よう運動実施 11月 ・第2回(社協法人化10周年記念)社会福祉大会 昭和62年 6月 ・第2次川西市社協発展計画策定 昭和63年10月 ・給食サービス月2回から週1回へ 平成元年 4月 ・川西市盲人ガイドヘルパー派遣事業受託 平成 2年 12月 ・第3回(社協法人化15周年記念)社会福祉大会 ・支部社協を廃止し、地区福祉委員会に1本化 ・ボランティア情報「にじ」創刊	8月 1日	以立(旧位于3万/7F3代于3万/600区)
昭和43年11月 ・明治100年川西市社会福祉大会 昭和50年 3月31日 4月・福祉委員制度発足 10月・東谷、川西南、多田、川西中支部社協設置 ・社協会員会費制度発足 ・川西市心身障害者団体連絡協議会発足 12月・機関紙「社協だより」創刊 昭和51年 4月・川西北支部社協設置 7月・川西市ボランティア活動センター設置 昭和55年10月・車いす貸出し事業開始 昭和55年6月・事務局が川西市役所分庁舎に移転 11月・第1回(社協法人化5周年記念)社会福祉大会 昭和56年11月・加茂西、大和地区に「ひとりぐらし老人の会」発足 昭和57年1月・老人給食サービス事業開始 昭和58年1月・第1次川西市社協発展計画策定 4月・ボランティア担当職員配置・家庭奉仕員(ホームヘルパー)派遣事業受託・小学校区単位に地区福祉委員会を設置(12地区) 11月・川西市ボランティア連絡協議会発足 昭和60年8月・大和地区で在宅援助事業始まる 9月・川陸連街へ出よう運動実施 11月・第2回(社協法人化10周年記念)社会福祉大会 昭和62年6月・第2次川西市社協発展計画策定 昭和63年10月・給食サービス月2回から週1回へ 平成元年4月・川西市盲人ガイドヘルパー派遣事業受託 平成2年12月・第3回(社協法人化15周年記念)社会福祉大会 平成3年4月・東部社協を廃止し、地区福祉委員会に1本化・ボランティア情報「にじ」創刊	昭和35年 4月	・心配ごと相談所開設
昭和50年 3月31日 4月・福祉委員制度発足 10月・東谷、川西南、多田、川西中支部社協設置 ・社協会員会費制度発足 11月・機関紙「社協だより」創刊 昭和51年 4月・川西市ボランティア活動センター設置 昭和53年10月・車いす貸出し事業開始 昭和55年 6月・事務局が川西市役所分庁舎に移転 11月・第1回(社協法人化5周年記念)社会福祉大会 昭和55年1月・加茂西、大和地区に「ひとりぐらし老人の会」発足 昭和57年1月・老人給食サービス事業開始 昭和58年1月・第1次川西市社協発展計画策定 4月・ボランティア担当職員配置・家庭奉仕員(ホームヘルパー)派遣事業受託・小学校区単位に地区福祉委員会を設置(12地区) 11月・川西市ボランティア連絡協議会発足 昭和60年8月・大和地区で在宅援助事業始まる 9月・川陸連街へ出よう運動実施 11月・第2回(社協法人化10周年記念)社会福祉大会 昭和62年6月・第2次川西市社協発展計画策定 昭和63年10月・給食サービス月2回から週1回へ 平成元年4月・川西市盲人ガイドヘルパー派遣事業受託 平成2年12月・第3回(社協法人化15周年記念)社会福祉大会 平成3年4月・東部は8歳上し、地区福祉委員会に1本化・ボランティア情報「にじ」創刊	昭和39年 4月	・善意銀行開設
昭和50年 3月31日 4月・福祉委員制度発足 10月・東谷、川西南、多田、川西中支部社協設置 ・社協会員会費制度発足 ・川西市心身障害者団体連絡協議会発足 12月・機関紙「社協だより」創刊 昭和51年 4月・川西北支部社協設置 7月・川西市ボランティア活動センター設置 昭和53年10月・車いす貸出し事業開始 昭和55年 6月・事務局が川西市役所分庁舎に移転 11月・第1回(社協法人化5周年記念)社会福祉大会 昭和56年11月・加茂西、大和地区に「ひとりぐらし老人の会」発足 昭和57年 1月・老人給食サービス事業開始 昭和58年 1月・第1次川西市社協発展計画策定 4月・ボランティア担当職員配置・家庭奉仕員(ホームヘルパー)派遣事業受託・小学校区単位に地区福祉委員会を設置(12地区) 11月・川西市ボランティア連絡協議会発足 昭和60年 8月・大和地区で在宅援助事業始まる 9月・川戸連街へ出よう運動実施 11月・第2回(社協法人化10周年記念)社会福祉大会 昭和62年 6月・第2次川西市社協発展計画策定 昭和63年10月・第2次川西市社協発展計画策定 昭和63年10月・総食サービス月2回から週1回へ 平成元年 4月・川西市盲人ガイドヘルパー派遣事業受託 平成 2年 12月・第3回(社協法人化15周年記念)社会福祉大会 平成 3年 4月・支部社協を廃止し、地区福祉委員会に1本化・ボランティア情報「にじ」創刊	昭和43年11月	・明治100年川西市社会福祉大会
3月31日 ・社会福祉法人として認可	昭和45年 9月	・川西市社会福祉大会
10月 ・東谷、川西南、多田、川西中支部社協設置 ・社協会員会費制度発足 ・川西市心身障害者団体連絡協議会発足 12月 ・機関紙「社協だより」創刊 昭和51年 4月 ・川西北支部社協設置 7月 ・川西ホボランティア活動センター設置 昭和53年10月 ・車いす貸出し事業開始 昭和55年 6月 ・事務局が川西市役所分庁舎に移転 11月 ・第1回(社協法人化5周年記念)社会福祉大会 昭和56年11月 ・加茂西、大和地区に「ひとりぐらし老人の会」発足 昭和57年 1月 ・老人給食サービス事業開始 昭和58年 1月 ・第1次川西市社協発展計画策定 4月 ・ボランティア担当職員配置 ・家庭奉仕員(ホームヘルパー)派遣事業受託 ・小学校区単位に地区福祉委員会を設置(12地区) 11月 ・川西市ボランティア連絡協議会発足 昭和60年 8月 ・大和地区で在宅援助事業始まる 7月 ・川西連街へ出よう運動実施 11月 ・第2回(社協法人化10周年記念)社会福祉大会 昭和62年 6月 ・第2次川西市社協発展計画策定 昭和63年10月 ・給食サービス月2回から週1回へ 平成元年 4月 ・川西市盲人ガイドヘルパー派遣事業受託 平成2年 12月 ・第3回(社協法人化15周年記念)社会福祉大会 平成3年 4月 ・東部社協を廃止し、地区福祉委員会に1本化 ・ボランティア情報「にじ」創刊		・社会福祉法人として認可
11月 ・社協会員会費制度発足 12月 ・機関紙「社協だより」創刊 昭和51年 4月 ・川西北支部社協設置 7月 ・川西市ボランティア活動センター設置 昭和53年10月 ・車いす貸出し事業開始 昭和55年 6月 ・事務局が川西市役所分庁舎に移転 11月 ・第1回(社協法人化5周年記念)社会福祉大会 昭和56年11月 ・加茂西、大和地区に「ひとりぐらし老人の会」発足 昭和57年 1月 ・老人給食サービス事業開始 昭和58年 1月 ・第1次川西市社協発展計画策定 4月 ・ボランティア担当職員配置 ・家庭奉仕員(ホームヘルパー)派遣事業受託 ・小学校区単位に地区福祉委員会を設置(12地区) 11月 ・川西市ボランティア連絡協議会発足 昭和60年 8月 ・大和地区で在宅援助事業始まる 7月 ・川西市ボランティア連絡協議会発足 昭和60年 8月 ・大和地区で在宅援助事業始まる 7月 ・別陸連街へ出よう運動実施 11月 ・第2回(社協法人化10周年記念)社会福祉大会 昭和63年10月 ・給食サービス月2回から週1回へ 平成元年 4月 ・川西市盲人がイドヘルパー派遣事業受託 平成元年 4月 ・川西市盲人がイドヘルパー派遣事業受託 平成3年 4月 ・支部社協を廃止し、地区福祉委員会に1本化 ・ボランティア情報「にじ」創刊	4月	•福祉委員制度発足
1月	IO月	•東谷、川西南、多田、川西中支部社協設置
・川西市心身障害者団体連絡協議会発足 12月・機関紙「社協だより」創刊 昭和51年 4月・川西北支部社協設置 7月・川西市ボランティア活動センター設置 昭和53年10月・車いす貸出し事業開始 昭和55年 6月・事務局が川西市役所分庁舎に移転 11月・第1回(社協法人化5周年記念)社会福祉大会 昭和56年11月・加茂西、大和地区に「ひとりぐらし老人の会」発足 昭和57年 1月・老人給食サービス事業開始 昭和58年 1月・第1次川西市社協発展計画策定 4月・ボランティア担当職員配置・家庭奉仕員(ホームヘルパー)派遣事業受託・小学校区単位に地区福祉委員会を設置(12地区) 11月・川西市ボランティア連絡協議会発足 昭和60年 8月・大和地区で在宅援助事業始まる 9月・川障連街へ出よう運動実施 11月・第2回(社協法人化10周年記念)社会福祉大会 昭和62年 6月・第2次川西市社協発展計画策定 昭和63年10月・給食サービス月2回から週1回へ 平成元年 4月・川西市盲人ガイドヘルパー派遣事業受託 平成2年 12月・第3回(社協法人化15周年記念)社会福祉大会 平成3年 4月・東部10日・東京の計画を廃止し、地区福祉委員会に1本化・ボランティア情報「にじ」創刊	118	•社協会員会費制度発足
昭和51年 4月 ・川西北支部社協設置 7月 ・川西市ボランティア活動センター設置 昭和53年10月 ・車いす貸出し事業開始 昭和55年 6月 ・事務局が川西市役所分庁舎に移転 11月 ・第1回(社協法人化5周年記念)社会福祉大会 昭和56年11月 ・加茂西、大和地区に「ひとりぐらし老人の会」発足 昭和57年 1月 ・老人給食サービス事業開始 昭和58年 1月 ・第1次川西市社協発展計画策定 4月 ・ボランティア担当職員配置 ・家庭奉仕員(ホームヘルパー)派遣事業受託 ・小学校区単位に地区福祉委員会を設置(12地区) 11月 ・川西市ボランティア連絡協議会発足 昭和60年 8月 ・大和地区で在宅援助事業始まる 9月 ・川障連街へ出よう運動実施 11月 ・第2回(社協法人化10周年記念)社会福祉大会 昭和62年 6月 ・第2次川西市社協発展計画策定 昭和63年10月 ・給食サービス月2回から週1回へ 平成元年 4月 ・川西市盲人ガイドヘルパー派遣事業受託 平成2年 12月 ・第3回(社協法人化15周年記念)社会福祉大会 平成3年 4月 ・東部社協を廃止し、地区福祉委員会に1本化 ・ボランティア情報「にじ」創刊	1173	・川西市心身障害者団体連絡協議会発足
7月 ・川西市ボランティア活動センター設置 昭和53年10月 ・車いす貸出し事業開始 昭和55年 6月 ・事務局が川西市役所分庁舎に移転 11月 ・第1回(社協法人化5周年記念)社会福祉大会 昭和56年11月 ・加茂西、大和地区に「ひとりぐらし老人の会」発足 昭和57年 1月 ・老人給食サービス事業開始 昭和58年 1月 ・第1次川西市社協発展計画策定 4月 ・ボランティア担当職員配置 ・家庭奉仕員(ホームヘルパー)派遣事業受託 ・小学校区単位に地区福祉委員会を設置(12地区) 11月 ・川西市ボランティア連絡協議会発足 昭和60年 8月 ・大和地区で在宅援助事業始まる 9月 ・川障連街へ出よう運動実施 11月 ・第2回(社協法人化10周年記念)社会福祉大会 昭和62年 6月 ・第2次川西市社協発展計画策定 昭和63年10月 ・給食サービス月2回から週1回へ 平成元年 4月 ・川西市盲人ガイドヘルパー派遣事業受託 平成2年 12月 ・第3回(社協法人化15周年記念)社会福祉大会 平成3年 4月 ・支部社協を廃止し、地区福祉委員会に1本化 ・ボランティア情報「にじ」創刊	12月	・機関紙「社協だより」創刊
昭和53年10月 ・車いす貸出し事業開始 昭和55年 6月 ・事務局が川西市役所分庁舎に移転	昭和51年 4月	・川西北支部社協設置
昭和55年 6月 ・事務局が川西市役所分庁舎に移転 I 月 ・第 回 (社協法人化5周年記念) 社会福祉大会 昭和56年 I 月 ・ 地茂西、大和地区に「ひとりぐらし老人の会」発足 昭和57年 月 ・老人給食サービス事業開始 昭和58年 月 ・第 次川西市社協発展計画策定 4月 ・ボランティア担当職員配置 ・家庭奉仕員 (ホームヘルパー) 派遣事業受託 ・小学校区単位に地区福祉委員会を設置(12地区) I 月 ・川西市ボランティア連絡協議会発足 昭和60年 8月 ・大和地区で在宅援助事業始まる 7月 ・川陸連街へ出よう運動実施 I I ・第2回(社協法人化10周年記念)社会福祉大会 昭和62年 6月 ・第2次川西市社協発展計画策定 昭和63年10月 ・給食サービス月2回から週1回へ 平成元年 4月 ・川西市盲人ガイドヘルパー派遣事業受託 平成2年 12月 ・第3回(社協法人化15周年記念)社会福祉大会 平成3年 4月 ・支部社協を廃止し、地区福祉委員会に1本化 ・ボランティア情報「にじ」創刊	7月	・川西市ボランティア活動センター設置
11月 ・第1回(社協法人化5周年記念)社会福祉大会 昭和56年11月 ・加茂西、大和地区に「ひとりぐらし老人の会」発足 昭和57年 月 ・老人給食サービス事業開始 昭和58年 月 ・第1次川西市社協発展計画策定 4月 ・ボランティア担当職員配置 *家庭奉仕員(ホームヘルパー)派遣事業受託 ・小学校区単位に地区福祉委員会を設置(12地区) 11月 ・川西市ボランティア連絡協議会発足 昭和60年 8月 ・大和地区で在宅援助事業始まる 7月 ・川障連街へ出よう運動実施 11月 ・第2回(社協法人化10周年記念)社会福祉大会 昭和62年 6月 ・第2次川西市社協発展計画策定 昭和63年10月 ・給食サービス月2回から週1回へ 平成元年 4月 ・川西市盲人ガイドヘルパー派遣事業受託 平成2年 12月 ・第3回(社協法人化15周年記念)社会福祉大会 ・支部社協を廃止し、地区福祉委員会に1本化 ・ボランティア情報「にじ」創刊	昭和53年10月	・車いす貸出し事業開始
昭和56年11月 ・加茂西、大和地区に「ひとりぐらし老人の会」発足 昭和57年 1月 ・老人給食サービス事業開始 昭和58年 1月 ・第1次川西市社協発展計画策定 4月 ・ボランティア担当職員配置 ・家庭奉仕員(ホームヘルパー)派遣事業受託 ・小学校区単位に地区福祉委員会を設置(12地区) 11月 ・川西市ボランティア連絡協議会発足 昭和60年 8月 ・大和地区で在宅援助事業始まる 9月 ・川障連街へ出よう運動実施 11月 ・第2回(社協法人化10周年記念)社会福祉大会 昭和62年 6月 ・第2次川西市社協発展計画策定 昭和63年10月 ・給食サービス月2回から週1回へ 平成元年 4月 ・川西市盲人ガイドヘルパー派遣事業受託 平成2年 12月 ・第3回(社協法人化15周年記念)社会福祉大会 平成3年 4月 ・支部社協を廃止し、地区福祉委員会に1本化 ・ボランティア情報「にじ」創刊	昭和55年 6月	・事務局が川西市役所分庁舎に移転
昭和57年 1月 ・老人給食サービス事業開始 昭和58年 1月 ・第1次川西市社協発展計画策定 4月 ・ボランティア担当職員配置 ・家庭奉仕員(ホームヘルパー)派遣事業受託 ・小学校区単位に地区福祉委員会を設置(12地区) 11月 ・川西市ボランティア連絡協議会発足 昭和60年 8月 ・大和地区で在宅援助事業始まる 9月 ・川障連街へ出よう運動実施 11月 ・第2回(社協法人化10周年記念)社会福祉大会 昭和62年 6月 ・第2次川西市社協発展計画策定 昭和63年10月 ・給食サービス月2回から週1回へ 平成元年 4月 ・川西市盲人ガイドヘルパー派遣事業受託 平成2年 12月 ・第3回(社協法人化15周年記念)社会福祉大会 平成3年 4月 ・支部社協を廃止し、地区福祉委員会に1本化 ・ボランティア情報「にじ」創刊	11月	·第1回(社協法人化5周年記念)社会福祉大会
昭和58年 1月 ・第1次川西市社協発展計画策定 4月 ・ボランティア担当職員配置 ・家庭奉仕員(ホームヘルパー)派遣事業受託 ・小学校区単位に地区福祉委員会を設置(12地区) 11月 ・川西市ボランティア連絡協議会発足 昭和60年 8月 ・大和地区で在宅援助事業始まる	昭和56年11月	・加茂西、大和地区に「ひとりぐらし老人の会」発足
4月 ・ボランティア担当職員配置 ・家庭奉仕員(ホームヘルパー)派遣事業受託 ・小学校区単位に地区福祉委員会を設置(12地区) 11月 ・川西市ボランティア連絡協議会発足 昭和60年8月・大和地区で在宅援助事業始まる	昭和57年 1月	・老人給食サービス事業開始
・家庭奉仕員(ホームヘルパー)派遣事業受託 ・小学校区単位に地区福祉委員会を設置(12地区) 11月 ・川西市ボランティア連絡協議会発足 昭和60年 8月 ・大和地区で在宅援助事業始まる	昭和58年 1月	・第1次川西市社協発展計画策定
 ・小学校区単位に地区福祉委員会を設置(12地区) II月 ・川西市ボランティア連絡協議会発足 昭和60年 8月 ・大和地区で在宅援助事業始まる 9月 ・川障連街へ出よう運動実施 II月 ・第2回(社協法人化10周年記念)社会福祉大会 昭和62年 6月 ・第2次川西市社協発展計画策定 昭和63年10月 ・給食サービス月2回から週1回へ 平成元年 4月 ・川西市盲人ガイドヘルパー派遣事業受託 平成2年 12月 ・第3回(社協法人化15周年記念)社会福祉大会 平成3年 4月 ・支部社協を廃止し、地区福祉委員会に1本化・ボランティア情報「にじ」創刊 	4月	・ボランティア担当職員配置
11月 ・川西市ボランティア連絡協議会発足 昭和60年 8月 ・大和地区で在宅援助事業始まる 7月 ・川障連街へ出よう運動実施 11月 ・第2回(社協法人化10周年記念)社会福祉大会 昭和62年 6月 ・第2次川西市社協発展計画策定 昭和63年10月 ・給食サービス月2回から週1回へ 平成元年 4月 ・川西市盲人ガイドヘルパー派遣事業受託 平成2年 12月 ・第3回(社協法人化15周年記念)社会福祉大会 平成3年 4月 ・支部社協を廃止し、地区福祉委員会に1本化 ・ボランティア情報「にじ」創刊		
昭和60年 8月 ・大和地区で在宅援助事業始まる		・小学校区単位に地区福祉委員会を設置(12地区)
9月・川障連街へ出よう運動実施 11月・第2回(社協法人化10周年記念)社会福祉大会 昭和62年 6月・第2次川西市社協発展計画策定 昭和63年10月・給食サービス月2回から週1回へ 平成元年 4月・川西市盲人ガイドヘルパー派遣事業受託 平成2年 12月・第3回(社協法人化15周年記念)社会福祉大会 平成3年 4月・支部社協を廃止し、地区福祉委員会に1本化 ・ボランティア情報「にじ」創刊		
11月 ・第2回(社協法人化10周年記念)社会福祉大会 昭和62年 6月 ・第2次川西市社協発展計画策定 昭和63年10月 ・給食サービス月2回から週1回へ 平成元年 4月 ・川西市盲人ガイドヘルパー派遣事業受託 平成2年 12月 ・第3回(社協法人化15周年記念)社会福祉大会 平成3年 4月 ・支部社協を廃止し、地区福祉委員会に1本化 ・ボランティア情報「にじ」創刊	昭和60年 8月	
昭和62年 6月 ・第2次川西市社協発展計画策定 昭和63年10月 ・給食サービス月2回から週1回へ 平成元年 4月 ・川西市盲人ガイドヘルパー派遣事業受託 平成2年 12月 ・第3回(社協法人化15周年記念)社会福祉大会 平成3年 4月 ・支部社協を廃止し、地区福祉委員会に1本化 ・ボランティア情報「にじ」創刊	9月	・川障連街へ出よう運動実施
昭和63年10月 ・給食サービス月2回から週1回へ 平成元年 4月 ・川西市盲人ガイドヘルパー派遣事業受託 平成2年 12月 ・第3回(社協法人化15周年記念)社会福祉大会 平成3年 4月 ・支部社協を廃止し、地区福祉委員会に1本化 ・ボランティア情報「にじ」創刊		
平成元年 4月 ・川西市盲人ガイドヘルパー派遣事業受託 平成2年 12月 ・第3回(社協法人化15周年記念)社会福祉大会 平成3年 4月 ・支部社協を廃止し、地区福祉委員会に1本化 ・ボランティア情報「にじ」創刊		
平成2年 12月 ・第3回(社協法人化15周年記念)社会福祉大会 平成3年 4月 ・支部社協を廃止し、地区福祉委員会に1本化 ・ボランティア情報「にじ」創刊	昭和63年10月	・給食サービス月2回から週1回へ
平成3年 4月 ・支部社協を廃止し、地区福祉委員会に I 本化 ・ボランティア情報「にじ」創刊	平成元年 4月	
・ボランティア情報「にじ」創刊	平成2年 12月	
10月 ・福祉ボランティアのまちづくり事業開始	平成3年 4月	
	IO月	・福祉ボランティアのまちづくり事業開始

平成 5年 8月	・川西市全身性障害者ガイドヘルパー派遣事業受託
平成 6年 6月	・給食サービス週 回から週2回へ
平成 7年 1月	・阪神淡路大震災発生
	・震災ボランティア対応
	・在宅要援護者へ生活支援、緊急小口生活資金貸付
4月	・阪神淡路大震災地域福祉復興事業の展開
	(仮設住宅入居者などへの支援)
月	・リフトカー貸出し事業開始
平成 8年 2月	·第4回(社協法人化20周年記念)社会福祉大会
3月	·第3次川西市社協発展計画策定
5月	·北陵地区福祉委員会発足(市内13番目)
7月	・ふれあいのまちづくり事業開始
平成10年 2月	・地区福祉委員会ボランティア部会 10グループに
5月	・けやき坂小地区福祉委員会発足(市内 4番目)
平成11年10月	・すこやかサービスセンター開設
	・川西市配食サービス事業受託(毎日型)
12月	・地域福祉権利擁護事業検討実施
平成12年 4月	・介護保険事業の開始
5月	・多田地区福祉委員会が多田地区と多田東地区に分離
7月	・かわにしファミリーサポートセンター事業受託
平成14年 3月	・15地区福祉委員会全てにボランティア部会設置
11月	・市社協ホームページ開設
平成15年 4月	・障害者支援費事業開始(居宅介護、移動介護)
5月	·第1次川西市地域福祉推進計画策定
	・地区福祉委員会で「地区福祉計画」策定
平成16年 4月	・福祉デザインひろばづくり事業開始
IO月	・台風23号の被災地(城崎郡出石町) ヘボランティアバスを派遣
平成17年 5月	・川西と川小南地区福祉委員会が合併し、川西小地区福祉委員会に
	(15地区から14地区へ)
平成 8年 月	·第5回(社協法人化30周年記念)社会福祉大会
平成21年 3月	•第2次川西市地域福祉推進計画策定
平成22年 4月	・社協ひだまり基金事業 開始
平成23年 3月	・東日本大震災の被災地へ職員派遣(宮城県)
から	
3月	・リフトカー貸出し事業の終了
4月 1日	・社会福祉法人川西市社会福祉事業団と合併
8月	・東日本大震災の被災地(南三陸町、女川町)へボランティアバスを派遣

IO月	・台風 2号の被災地(和歌山県新宮市)へボランティアバスを派遣
平成24年 4月	・兵庫県モデル事業「安心地区整備推進事業(3ヶ年)」の受託
	(グリーンハイツ地区にて実施)
	・小戸、川西の両作業所が障害者自立支援法に基づく新体制に移行
	(就労継続支援B型、生活介護)
	・川西さくら園が児童福祉法の改正により、児童発達支援センターに移行
IO月	・川西市成年後見支援センターを市から受託
	・障がい児(者)虐待防止相談窓口を市から受託
平成25年 3月	·第3次川西市地域福祉推進計画策定
平成26年 4月	・川西さくら園相談支援事業受託
	・民生委員児童委員協議会連合会事務局運営受託
9月	・第6回(社協設立60周年記念)社会福祉大会開催
	・湯山台デイサービスセンターの廃止
	・丹波市豪雨災害へのボランティアワゴン派遣
	・久代小地区水害へのボランティア支援
12月	・川西市の福祉避難所に関する協定を締結
	(満寿荘、ひまわり荘、久代・緑台デイサービスセンターの4施設)
平成27年 3月	・居宅介護支援事業所の廃止
4月	・相談業務を拡充するため「総合相談・権利擁護支援チーム」を新設
	・川西さくら園保育所等訪問支援事業開始
	・ひまわり荘の移転
平成28年 5月	・市内で初めて市民後見人が選任される
	・後見監督人への就任
12月	・川西青年会議所と災害時相互協力協定の締結
平成29年 3月	・川西市配食サービス事業の終了
平成30年 3月	・第4次川西市地域福祉推進計画策定
4月	・生活支援体制整備事業第2層協議体が概ね小学校区単位になり、第2
	層生活支援コーディネーター受託
平成31年	・新型コロナウイルス感染症流行
	新たなつながりづくりを模索
3月	・緑台デイサービスセンターの廃止
	・久代デイサービスセンターの廃止
令和 2年 4月	・包括的支援体制構築事業(多機関協働事業)受託
12月	・障がい者基幹相談支援センター受託
	・善意銀行による子ども食堂・子どもの学習支援への助成開始
令和 3年 4月	・川西市成年後見支援センターが成年後見制度利用促進の中核機関に
	・企業フードドライブ受け入れ開始
	子ども食堂、フードパントリーへ提供

令和 4年	4月	・相談業務の迅速化のため、「総合相談・権利擁護支援チーム」から「障 がい者基幹相談支援センター」を分離
令和 5年	3月	・一の鳥居老人福祉センター、緑台老人福祉センターの入浴事業廃止
	4月	・重層的支援体制整備を見据え地域支援と個別支援を一体的に進めるた
		め「基幹相談支援チーム」「総合相談・権利擁護支援チーム」「地域福祉
		チーム」を統合
I	O月	・小戸作業所、川西作業所の就労支援B型作業所を統合
令和 6年	3月	·第5次川西市地域福祉推進計画策定

3 計画策定の経過(策定委員会、作業部会、推進員会議の開催状況)

① 策定委員会

	開催日	内容
I	令和5年 7月12日	・第5次川西市地域福祉推進計画策定の趣旨・概略
		・第4次川西市地域福祉推進計画の点検・評価の総括
		・川西市の地域福祉推進に関するアンケート調査結果について
		・ワークショップの開催状況について
		•諮問
2	9月 7日	・基本目標、活動目標の共有と決定
3	11月28日	・全体の確認と調整
4	令和6年 2月22日	·第5次川西市地域福祉推進計画·地区福祉計画(案)
		・答申

② 作業部会

	開催日	内容
1	令和5年 7月25日	・策定委員会(第1回報告)
		・意見交換(計画イメージ など)
2	9月29日	・基本目標、活動目標の視覚化
3	11月 9日	・全体の構成などの視覚化
4	12月14日	・第5次川西市地域福祉推進計画(案)のチェック
5	令和6年 1月26日	・第5次川西市地域福祉推進計画(案)の最終チェック

4 策定委員会設置要綱

社会福祉法人川西市社会福祉協議会 第5次地域福祉推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 川西市における計画的な地域福祉の推進を図るため、社会福祉法人川西市社会福祉協議会第5次地域福祉推進計画(以下「第5次計画」という。)を策定するにあたり、第5次計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、会長の諮問に応じ、第5次計画の原案を策定する。

(構成)

第3条 策定委員会は、15名以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、第5次計画の原案を答申するまでの間とする。
- 4 会長及び副会長は策定委員会に出席し意見を述べることができる。

(運営)

第4条 策定委員会には委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員を招集して策定委員会を開き議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(意見の聴取)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見または説明を聴取することができる。

(作業部会の設置)

第6条 委員会が必要とするときには、作業部会を設置することができる。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか必要な事項は、委員会において定める。

附則

- Ⅰ この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、第5次計画の原案の答申をもって廃止する。

5 策定委員、作業部会委員、推進員名簿

O第5次川西市地域福祉推進計画 策定委員会

所属する団体等は令和5年度末時点

No.	氏 名	所属する団体等
ı	策定委員長 明石 隆行	種智院大学 人文学部 社会福祉学科 教授
2	策定副委員長 加納 恵子	関西大学 社会学部 名誉教授
3	小柳 教子	川西市社会福祉協議会 理事 学識経験者(ボランティア活動・市民活動)
4	藏原 亜紀	川西市社会福祉協議会 理事 学識経験者(子育て支援)
5	平井 良明	川西市社会福祉協議会 副会長 川西市民生委員児童委員協議会連合会 会長
6	濵上 章	川西市社会福祉協議会 副会長 桜小地区福祉委員会 委員長
7	酒井 弘	川西市社会福祉協議会 副会長 川西市コミュニティ推進協議会連合会 理事
8	名塚 かがり	川西市社会福祉協議会 理事 川西市障害者団体連合会 会長
9	藤澤 眞知子	川西市社会福祉協議会 理事 川西市社会福祉法人連絡協議会 会長
10	毛利 洋子	老人をかかえる家族の会川西
11	夏目 幹也	川西市老人クラブ連合会 理事
12	中村 清秀	清和台自治会 会長
13	林 法夫	川西市福祉部地域福祉課地域福祉推進担当参事官
14	福本 良忠	兵庫県社会福祉協議会 地域福祉部長



O作業部会委員

所属する団体等は令和5年度末時点

No.	氏 名	所属する団体等
I	明石 隆行	種智院大学 人文学部 社会福祉学科 教授
2	加納 恵子	関西大学 社会学部 名誉教授
3	小柳 教子	川西市社会福祉協議会 理事
		学識経験者(ボランティア活動・市民活動)
4	松本 裕一	兵庫県社会福祉協議会 地域福祉部副部長



O計画策定推進員

所属・役職は令和5年度末時点

No.	氏 名	所属と役職
I	奥村 早希	企画・総務チーム 主査
2	上中 洋司	地域福祉チーム 基幹相談支援担当 主任
3	赤木 淳一	地域福祉チーム 基幹相談支援担当
4	笹岡 大貴	地域福祉チーム 権利擁護支援担当
5	森 真美	地域福祉チーム 地域福祉担当 主任
6	目加田 哲朗	地域福祉チーム 地域福祉担当
7	荒木 渉	地域福祉チーム 地域福祉担当
'		ボランティア活動センター
8	辰濱 由美子	小戸作業所
9	辻森 さゆり	川西作業所
10	岩橋 功晃	ひまわり荘
11	比企 純世	川西さくら園 主査
12	中井 教之	満寿荘 主査
13	石川 朋恵	久代老人児童センター

6 地区福祉委員会

地区福祉計画 (P64~P143) は、全14地区福祉委員会がそれぞれの地区のコミュニティ組織や自治会、関係機関、団体、事業所などと協働して策定しました。策定過程の詳細は、各地区福祉計画に記載しています。 委員長名は令和5年度末時点

No.	委員会名	委員長名
ı	久代小地区福祉委員会	髙木 清美
2	加茂小地区福祉委員会	藤田 喜志夫
3	川西小地区福祉委員会	岡崎 由美子
4	桜小地区福祉委員会	濵上 章
5	北小地区福祉委員会	山口 左門
6	明峰小地区福祉委員会	喜田 和代
7	多田地区福祉委員会	吉永 京子
8	多田東地区福祉委員会	辰巳 眞理子
9	グリーンハイツ地区福祉委員会	岡 康栄
10	清和台地区福祉委員会	武田 由美子
11	けやき坂小地区福祉委員会	山口 富美子
12	東谷地区福祉委員会	片峰 純子
13	大和地区福祉委員会	岩井 健
14	北陵地区福祉委員会	長井 恵子

7 4コマまんが作画協力

瀬 坂 羊 市内在住漫画家

プロフィール: 大阪芸術大学短期大学部卒業後、プロ漫画家を目指すためトキワ荘 プロジェクトに参加し東京で3年半漫画制作に専念。

フロシェクトに参加し東京で3年半漫画制作に専念。 川西市に戻ってからは人材開発のコンサル企業に入社し、様々な業種の

企業向け漫画冊子を描いていました。

現在は小女湯画、表年湯画のアシスタントをしながら商業は掲載を日生

現在は少女漫画、青年漫画のアシスタントをしながら商業誌掲載を目指しています。

8 計画策定事務局

所属・役職は令和5年度末時点

No.	氏 名	所属と役職
I	船木 靖夫	川西市社会福祉協議会 常務理事
2	曽我 澄子	川西市社会福祉協議会 事務局長
3	今西 勝	川西市社会福祉協議会 事務局次長
4	髙田 浩行	川西市社会福祉協議会 事務局次長

